

# 令和6年度 「学校いじめ防止基本方針」

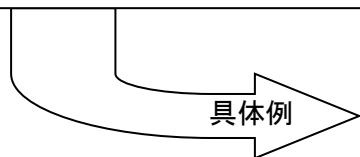
七尾市立中島中学校

## 『いじめの定義』

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

## 『いじめの4層構造』

いじめは、いじめられっこを中心とし、いじめる子、観衆（囁き立てる子）、傍観者の4層で構成され、いじめの持続や拡大には、いじめる子といじめられる子以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる子どもが大きく影響している。

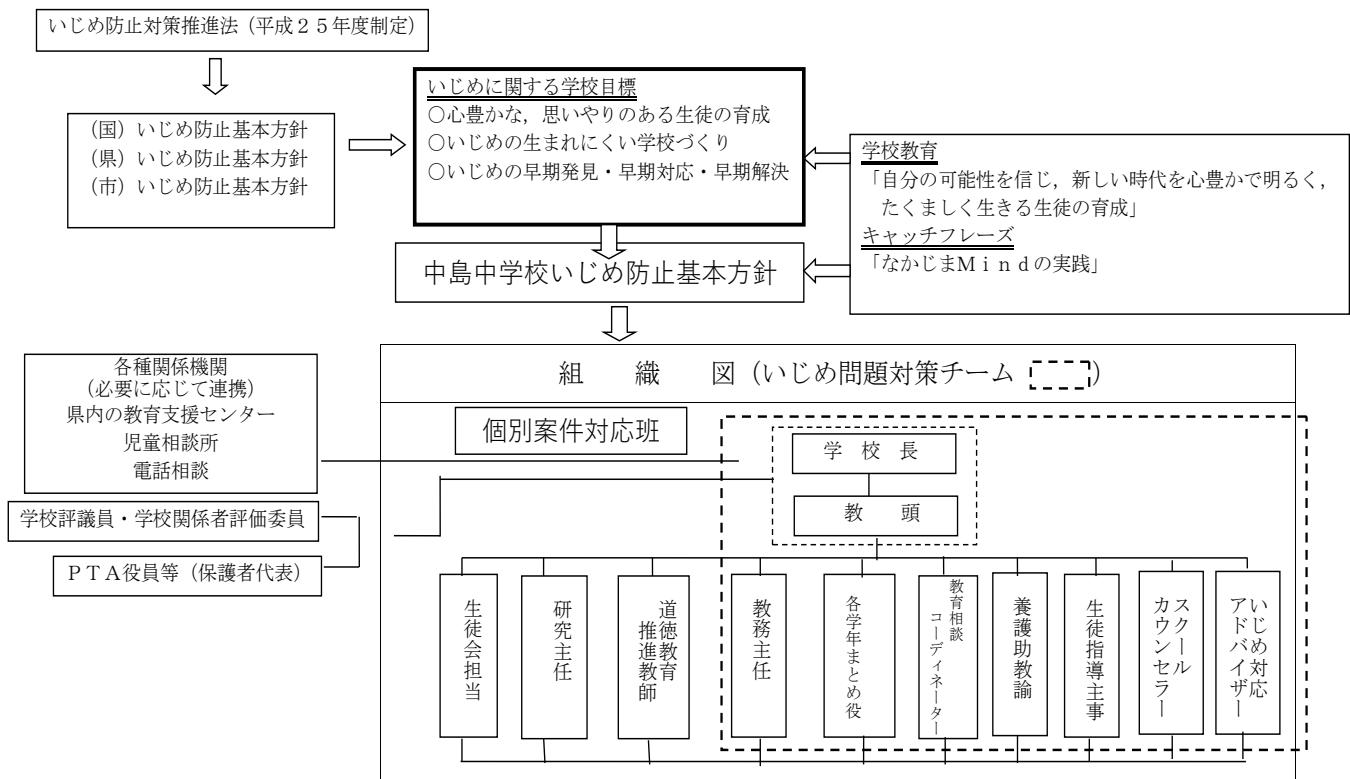


- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・けんかやふざけあいの様子 等

## 《目次》

I. 学校目標及び組織図	- 2 -
II. 行動計画	
(1) 未然防止対策について	- 3 -
(2) いじめの早期発見について	- 8 -
(3) いじめを認知した場合の対応について	- 10 -
(4) いじめの対応について	- 11 -
(5) いじめの解消について	- 12 -
(6) 重大事態について	- 13 -
(7) インターネット上のいじめの対応について	- 13 -
(8) 点検、評価等について	- 14 -
(9) いじめ対応マニュアル	- 15 -
(10) 相談機関	- 15 -
【いじめの指導における各教科・領域等での関連指導事項】(別葉)	- 16 -

# I. 学校目標及び組織図



## II. 行動計画

### (1) 未然防止対策について スローガン…「規律・学力・自己有用感」の確立・向上

～「居場所」・「絆」・「自己有用感」作りをめざして～

いじめ対策の最も重要な課題は、未然防止である。いじめは、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うと共に、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

#### ① 生徒、保護者への啓発活動

- ・掲示物、学校便り、学年便りによる情報の発信
- ・保護者を対象とした携帯の安全な使い方についての講演会等の実施やPTA総会での呼びかけ
- ・情報モラル向上のため、生徒対象の集会の実施

#### ② 豊かな心を育む取組について

- ・学校行事や発達段階に合わせた道徳指導を計画的・組織的に実施
- ・命を大切にすることや互いの変化を大切にする心を育む
- ・社会で活躍する人の講演会を実施し、将来への希望を持たせる
- ・エンカウンターなどを通して、人間関係スキルの育成
- ・居場所・絆・自己有用感を育むプログラム作りの実施

#### ③ いじめ防止に向けた環境づくりについて

- ・生徒が安心して相談できる環境を作るため、アンケートを定期的に実施
- ・生活アンケートの設置
- ・被害生徒の保護を第一とし、不適切な言動（暴力や暴言）はしないよう、年度初めや学期始めに学校全体で確認（教職員、生徒）
- ・全生徒を対象に教育相談を行う期間を設け、実施
- ・行事や部活動等は過度の競争意識、勝利至上主義がストレスを高め、いじめを誘発しないよう目的や目標を大切にした活動
- ・教職員の不適切な言動がいじめを助長することについて、教職員の理解を深める
- ・互いを認め合える、安らぎのある学級運営
- ・小学校と連携し、引き継ぎ連絡などを綿密に行い、人間関係のトラブル改善を図る（個別の支援シート等の活用）
- ・校区内の小学校、保護者、地域住民と協力し、挨拶運動の実施
- ・いじめアンケートを実施して生徒の実態把握に努めるとともに、家庭・地域から、気軽に相談できる窓口を、スクールカウンセラーや担任、教育相談時など、複数設置
- ・PTAなどの関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に関わる理解を深める

#### ④ 生徒の自発的な活動について

- ・生徒会を中心にボランティア活動を行い、地域と交流
- ・生徒会顧問を中心に委員会との協力した活動を行い、挨拶運動や美化コンクールなど強化月間を定め、生徒の意識向上を目指す
- ・生徒会が管理する意見箱を設置し、生徒の意見や提案を広く集める
- ・いじめの無い学校を目指した活動を各委員会で企画し、実践

#### ⑤ 授業における取組について

- ・「わかる授業」の展開を大切にし、自己有用感を高める
- ・グループ学習を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図る

- ・学校の教育活動全体を通した道徳教育の推進
  - ・いじめに関する資料に基づいた「考え、議論する道徳」の推進
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめについて
- ・情報モラル集会や保護者会での啓発活動に努める
  - ・職員の理解を深め、迅速にいじめ問題の情報をキャッチできるよう意識を高める
  - ・家庭での約束づくりについての重要性を説明し、協力を求める
- ◆インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について
- ・生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を推進
  - ・教職員が、インターネット上のいじめについて理解するとともに、保護者においても理解を求める
  - ・インターネット利用に関する親子のルール作りや生徒同士のルール作りを推進
  - ・生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に生徒が相談しやすい環境を作るとともに、例えば法務局におけるインターネット上の人権侵害に関する相談の受付などの関係機関の取組について周知
  - ・保護者は、防犯・防災その他特別な目的のために、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底させるよう努める
- ◇ 生徒への指導のポイント ー掲示板等での被害を防ぐため◇
- ・掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと
  - ・掲示板等への書き込みは、匿名で行うことが出来るが、書き込みを行った個人を特定することができること
  - ・書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあることや、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること
  - ・掲示板等を含めインターネットを利用する際に、利用マナーがあり、それらを守ることにより、リスクを回避することにつながった事例があったこと。
- 《生徒への指導》
- ・上記のポイントをもとに集会や学級で指導を行う
  - ・専門知識を有する講師を招き、全校生徒に向けた啓発活動を行う。
  - ・事例等も紹介し、身近な問題であることを実感させる。いじめアンケートでは、ネット上のいじめについても回答欄を設ける。
- 《保護者への対応》
- ・保護者会や学年便りを通じ、早期発見の協力依頼と家庭での管理のポイントについて周知する
  - ・具体的な事例も紹介し、注意を喚起する
  - ・フィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作りについては、特に強調して説明を行う

[ネット上のいじめに関する対応マニュアル参照（文部科学省）]

⑦ 各担当の行動内容

担当	行動 内 容
管理職（校長）	学校内の統制と全体指揮、緊急事態の確認・判断、関係諸機関への説明責任、各担当への指導・助言
管理職（教頭）	各関係機関および各担当の窓口、各関係機関および各担当等へのコーディネーター的役割、各担当への指導・助言
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集窓口、上司への報告等</li> <li>・個人カードの充実による情報収集・記録</li> <li>・いじめに関する校内研修（教師の対応力向上）※いじめ問題対応アドバイザー要請</li> <li>・教育相談部会との連携窓口</li> <li>・学校生活における規律の確立→研究主任とも連携・協力し、体制を整える。</li> </ul>
教育相談コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導部会との連携窓口</li> <li>・個人面談計画</li> <li>・いじめアンケート調査、分析、対策案提示</li> <li>・毎週の週末終礼での生徒指導シートの記入（中島中学校独自の情報交換システム）             <ul style="list-style-type: none"> <li>a 配慮を要する生徒一覧</li> <li>b クラス別気付き一覧…気にかかる点や問題行動ばかりではなく、良い点を見つけ、どんどん記入していくことを大切にする。</li> </ul> </li> <li>☆「認める」・「ほめる」を全教職員が共有・実践し、生徒の自己有用感につなげる。</li> </ul>
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する全校集会開催</li> <li>・いじめ及び人権啓発等講演会の企画・運営</li> <li>・学級活動等における人間関係づくりの働きかけ（アサーショントレーニングなど）</li> </ul>
道徳教育推進教師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳の指導計画、全体計画の整備と実施への取組</li> </ul>
研究主任 研究副主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかる授業の推進</li> <li>・授業のユニバーサルデザイン（以下UD）導入</li> <li>・協働的な学びの推進</li> <li>・学習規律の確立…生徒指導主事とも連携・協力し、体制を整える。</li> </ul>
養護助教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校生徒の健康状態や欠席・早退状況等を把握しながら、生徒のささいな変化を見逃さないように努める。気になることは報告する</li> </ul>
各学年主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任と連携をとりながら、生徒のささいな変化も見逃さないように連携を図る。</li> </ul>
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談を希望する生徒及び保護者に対応し、悩みや心配等を把握する。相談室だより「ふきのとう」をとおしてカウンセリングや心の健康について啓発する。</li> </ul>
生徒会担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒集会や学校祭等をとおして、生徒自らが「いじめ」について考え、自分たちの考えを表現・交流する場を設ける。全校で考えることをとおして、「いじめ」を許さないという雰囲気を、生徒自らが作り出す。</li> </ul>
(その他) ①各担任 ②～④全教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①T-point ファイルや学級での様子から、いじめの早期発見に努める。</li> <li>②ほめる指導を意識し、生徒の自己肯定感を高める。</li> <li>③生徒指導気付き表（中島中学校情報収集システム）により、全生徒の情報収集と共通理解を図る。 授業等、日常生活においても観察等により、生徒のささいな変化も見逃さないように努める。</li> <li>④生徒の自己存在感を高め、生徒の「居場所」を実感させるように共通実践を図る。</li> </ul>

## ⑧行動年間計画

月	校長	評価	教頭	評価	生徒指導主事	評価	教育相談 コーディネーター	評価
4	・いじめ防止対策方針の提案 ・全校集会・学校便り(中島 Mind)で周知		・いじめ防止対策チームの立ち上げ ・関係機関に連絡連携		・いじめ対策チームの部会で分掌の確認及び共通理解 ・いじめアンケート調査計画 ・全校集会(いじめに関する講話等)		・いじめ対策チームの部会で分掌の確認及び共通理解	
5	・いじめ問題対応に関する校内研修の提案		・いじめ問題対応アドバイザー来校		・いじめ問題対応アドバイザー校内研修の進行(職員用生徒指導便りでの周知徹底) ・いじめアンケート調査実施計画		・いじめアンケート調査実施 ・アンケートを受けての教育相談の計画提案	
6					・生徒会とタイアップして、生徒指導便りでのいじめなし宣言の提案		・教育相談の実施 ・生活アンケート(formで回答)実施	
7			・非行被害防止教室(ネットトラブルの防止・対応)の諸関係機関への連絡連携		・生徒会とタイアップしていじめ撲滅集会の実施 ・非行被害防止教室(ネットトラブルの防止・対応)の企画		・生活アンケート(formで回答)実施 ・教育相談の実施(希望者)	
8	・いじめ問題対応に関する校内研修の提案		いじめ問題対応アドバイザー来校		・いじめ問題対応アドバイザー校内研修の進行			
9							・生活アンケート(formで回答)実施	
10			人権啓発講演会(P T Aとの共催)		・いじめアンケート調査実施計画		・いじめアンケート調査実施 ・生活アンケート(formで回答)実施	
11			ホットネット講座(P T A)		・いじめアンケート調査実施計画 ・非行被害防止教室(ネットトラブルの防止・対応)の企画・運営		・教育相談の実施 ・生活アンケート(formで回答)実施	
12					・生徒会とタイアップして、生徒指導便りでのいじめなし宣言の提案		・生活アンケート(formで回答)実施 ・教育相談の実施(希望者)	
1	・いじめ問題対応に関する校内研修の提案		いじめ問題対応アドバイザー来校		・いじめ問題対応アドバイザー校内研修の進行		・生活アンケート(formで回答)実施	
2					・いじめアンケート調査実施計画		・生活アンケート(formで回答)の提案実施 ・教育相談の実施(希望者)	
3					個人カードの点検 次年度へ引き継ぎ準備		気付き表の整理 次年度への引き継ぎ準備 →生徒指導主事	

月	教務主任	評価	研究主任 研究副主任	評価	生徒会担当	評価	養護 助教諭	評価
4	始業式		学校研究提案（わかる授業）部会で分掌の確認及び共通理解				保健調査票の結果から全校生徒の健康状態の確認と共通理解	
5	・教育相談の日程時間設定		校内研修企画・運営				生活アンケートの提案	
6	・教育相談の日程時間設定		校内研修企画・運営		学級いじめなし宣言（いじめをなくす学級作り）			
7	・いじめ撲滅集会の日程実施 ・非行被害防止教室（生徒指導主事と連携）の企画		校内研修企画・運営 アンケート実施（教職員・生徒・保護者）		・いじめ撲滅集会（学級いじめま宣言の集会発表）の実施 ・保健委員会のアクショントレーニング		自分も相手も大切にするコミュニケーション指導 保健委員会アクショントレーニング	
8			第1学期総括 校内研修企画・運営		生徒集会（登校日等）（人権擁護集会） 校内レクリエーション大会に向けていじめのない取組提言		生活アンケートの提案（2回目）	
9	始業式・全校集会		校内研修企画・運営					
10	人権啓発講演会（PTAとの共催）		校内研修企画・運営		学習発表会でのいじめ撲滅学級スローガン発表掲示		困りごと意見の調査結果を整理する	
11	ホットネット講座 ・非行被害防止教室の運営		・校内研修企画・運営 ・道徳の学びあい活動の提案		・学習集会			
12			校内研修企画・運営 アンケート実施（教職員・生徒・保護者）		学級新しいじめなし宣言（いじめのない学級作り）			
1	始業式（新年にあたって）		校内研修企画・運営					
2	アンケート実施（教職員・生徒・保護者）		研究のまとめ アンケート実施（教職員・生徒・保護者）		生徒集会（引き継ぎたい中島中のよいところ）		心の健康についての指導資料の提供	
3	今年度の総括 次年度への引き継ぎ準備		アンケート結果の整理・分析 次年度への引継準備					

全教職員（学年主任・担任含む）

- ・毎週の生徒理解気付表の記入と閲覧（中島中学校独自の情報交換システム）による生徒の様子の把握及び共通理解

⇒生徒のささいな変化も見逃さない情報収集共有システムの構築及び実践

- ・毎週水曜日及び毎月の生徒理解の会で、生徒理解シートにデータ入力し確認→緊急を要するものを取り上げた対応を話し合う
- ・学校生活全体での観察及び情報の共有
- ・担任等は生活ノート等を通じて知り得た情報のうち、気にかかることは直ちに報告・相談をする
- ・自己有用感を確立・向上させることをとおして、「居場所」・「絆」・「自己有用感」作りをめざした共通実践を行う
- ・8月、校内研修の実施予定

## (2) いじめの早期発見について

### ① いじめの基本認識

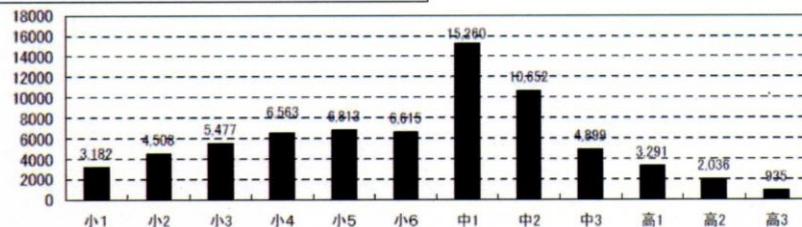
いじめを許さず、早期対応に的確に取り組むため、教職員、生徒、家庭で共通の認識を確認する。基本的な認識は以下の通りである。

- ア いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- イ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- エ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- キ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ク いじめは、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### ② 早期発見に向けた取り組み

定期的にアンケート、教育相談での調査を行い、いじめを早期に発見する。学年ごとの発達段階や課題を十分理解し、日常の学校生活においても授業中や休み時間の人間関係の観察を行い、心配される様子が見られるときには積極的に声かけを行う。また、保護者会や学年便り等を利用し、家庭にも協力を仰ぎ、相談窓口を紹介する。

学年別いじめの認知件数のグラフ（国公私立）



#### いじめ対策の注意点

認知件数では中1が圧倒的に多く、「中1ギャップ」との関連も考えられるため、重点的な対策が必要になる。発見のきっかけについては、本人や保護者からの訴えが多く、相談しやすい環境づくりが大切である。

## いじめ早期発見のチェックリスト



保護者用	
1 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。	
2 理由のはっきりしないあざやけが（殴られた跡）がある。	
3 持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。	
4 家族との会話が減ったり、学校の話題を意図的に避けたりする。	
5 ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが多くなった。	
6 登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。	
7 家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。	
8 友達や学級の不平・不満を口にすることが多くなった。	
9 これまで仲のよかった友達との交流が極端に減った。	
10 友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。	

時系列	ポイント
登校から朝の会の時間	1 遅刻・欠席・早退などが増えた。 2 朝の健康観察の返事に元気がない。
教科等の時間	3 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。 4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。 5 授業での発言を冷ややかにされたり、無視されたりする。 6 グループにするときに、机を離されたり避けられたりする。
休み時間	7 休み時間に一人で過ごすことが増えた。 8 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。 9 遊び仲間が変わった。
昼食時間 清掃時間	10 給食のおかずの意図的な配り忘れや、不平等な配膳をされる。 11 重い物や汚れたものを持たされることが多い。 12 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
帰りの会から下校	13 責任を押しつけられたり、追究されたりすることが多い。 14 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしない。
部活動やクラブ	15 練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。 16 急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。
学校生活全般	17 グループ分けなどで、なかなか所属が決まらない。 18 本意でない係や委員にむりやり選出される。 19 衣服の汚れや擦り傷などが見られる。 20 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。 21 持ち物がなくなったり、壊されたりすることがある。

### (3) いじめを認知した場合の対応について

#### ① 報告連絡体制について（組織図参照）

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず直ちに教頭、生徒指導主事、学年主任等へ報告する。報告されたいじめ事案については、全て全職員で共有し、必要に応じていじめ問題対策チームが集まり話し合い、いじめの有無の判断を含め、解決に向けて動き出す。学校の特定の教職員が、いじめに関わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反することとなる。

#### ② 聴き取り調査と記録について

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については、当該生徒や周囲の生徒に聞き取り調査を行う。聴取の際には原則、複数の教員で行う。

（生徒が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。）聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う組織内で十分に打ち合わせの上で行い、時間の超過が心配されるときには、指導中であっても中断するよう複数の教員で注意を払う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聞き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と平行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。

#### ③ いじめのレベルと対応

レベル	実態	対応
1	悪口を言われる・からかわれる。	全校体制で早期対応する。教育委員会に報告する。
2	仲間外れにされる・無視される。	教育委員会の指示を仰ぎながら対策を考え、対応する。
3	レベル2が継続して行われる。または叩く・蹴るなどの身体的苦痛が伴う。	教育委員会・各専門機関と連携し、指示を仰ぎながら対応する。
4	いじめが原因で不登校になる。または、保護者・本人がいじめを苦に転校を検討し始める。	
5	「死」を口にしあじめたり、自傷行為をしたりする。	

#### (4) いじめの対応について

##### ① 被害生徒のケア

いじめの事実が確認された場合、被害生徒の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるよう配慮する。加害生徒と同室での活動が困難な場合は、加害生徒を別室学習（活動）させる等の措置も場合によっては行う。心のケアについてはスクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害生徒にとって信頼できる人と連携し、学校内外を問わず見守る環境を整備する。

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は、被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害生徒、加害生徒、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校、家庭、地域の多くの大人が見守るように情報を共有する。被害生徒や保護者へは、「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習や、カウンセラーとの面談を行えるよう速やかに準備をする。

##### ② 加害生徒への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する。（いじめ問題対策チーム）特にいじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、該当生徒の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラー等の専門員を交えた面談、助言を行う。特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を生徒、保護者に周知する。

##### ③ 周囲の生徒への指導

いじめの事実確認を行い、「傍観者」「観衆」となっている生徒に対し、自分の問題としてとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた生徒にとっての孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、その辛さや苦しさを共感できるようにする。また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して生徒に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

##### ④ 特に配慮が必要な生徒についての対応

発達障害を含む、障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や、個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

##### ⑤ いじめ被害者の保護者対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして、話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動搖の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて対応策について協議する。また、学校として、いじめられている生徒を守り通すことを十分に伝える。
- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に事実のみ伝える。
- ・ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者との連携を図る。
- ・ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めるなどを伝える。
- ・ 家庭においても、生徒の様子に十分に注意し、生徒のどんな小さな変化についても学校に連絡するようになってもらう。

##### ⑥ いじめ加害者の保護者対応について

- ・ いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちにさせていることを理解させる。
- ・ いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため、保護者同士が理解し合うようになってもらう。
- ・ いじめは絶対正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ 生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

##### ⑦ 関係機関との連携について

- ・ いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、まず、市教育委員会に報告する。
- ・ 場合に応じて、児童相談所や警察等関係機関と連携した対応を行う。
- ・ 軽度な場合でも必ず七尾市教育委員会に報告し、困難な事案に対しては、七尾市教育委員会に相

談の上、有識者への支援を求める。

#### 《警察への通報・相談に関わる基本的な考え方》

ア 学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとることが重要。

イ いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」より（文部科学省）

#### （5）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが、「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの用件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し、「いじめ問題対策チーム」で判断し、市教育委員会の確認を適宜得ることとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

・被害生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3ヶ月は続いていること。  
ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・被害生徒本人と、その保護者に対して心身の苦痛を感じていないかどうかを面談によって確認する。いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

## (6) 重大事態について

《重大事態の基準》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
「重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
  - 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、国的基本方針に基づき「30日」を目安とする。ただし、目安に関わらず個々の状況を十分に把握しなければならない。(国基本方針より)

### 重大事態の発生

↓←必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する

発見者→担任→学年まとめ役→生徒指導主事→教頭→校長（関係機関へ連絡）

↓

教育委員会→教育長→市長→教育委員会

- ・緊急対応会議…学校設置者の指導・助言のもと、調査組織を設置する。会議には、必要に応じて専門的知識、経験を有する第三者の参加を図る。
- ・事実関係の調査（学校以外の機関が調査を行う場合、資料提出、調査に協力する。）公平性、中立性の確保に努め、事実の調査にあたる。調査主体に不都合なことがあったとしても、客観的に可能な限り事実を明確にする。
- ・適切な情報の提供…いじめを受けた生徒、保護者に適時適切な方法で経過を報告する。個人情報に十分注意し、情報を共有する。その際、該当生徒、保護者への了解を得る。
- ・調査結果の報告…学校設置者に調査結果を報告し、その後の対応や措置を協議し、実行する。一報後、改めて、文章により報告する。

## (7) インターネット上のいじめへの対応について

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレイヤーやゲーム機など、無線LANを利用して、インターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、容易にインターネットに接続できる環境が拡大し、生徒にとってはこれまで以上に膨大な情報に接する機会が増えてきた。また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から、対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、インターネット上のいじめの未然防止に努める必要がある。さらに、学校は、生徒に、適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

### ①インターネット上のいじめの特長について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく、誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものになる。
  - ・一つの行為がいじめの被害にとどまらず、学校、家庭、及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
  - ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にもなる。
  - ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
  - ・インターネット上に一度流出した個人情報等は複写が容易であることから回収・消去することが、極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
  - ・保護者や教師等の身近な大人が、子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
  - ・子どもの使用しているサイト等を詳細に確認することが困難なため、いじめの実態把握が難しい。
  - ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、メール等を利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。
  - ・グループチャット機能のあるアプリにおいては、グループから外されるという行為が散見される。
- ### ②インターネット上のいじめの対応について
- ・インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。学校は、市教育委員会とともに、保護者や関係機関と連携して迅速に対応していく。

- ・被害生徒及び保護者の了解のもと、発見の経緯や書き込み者的心当たりの有無、他の生徒認知状況等を確認するなど、事実確認を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、アドレスや内容を一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。書き込み者が特定できた場合は、当該者に書き込みを削除させる。特定できない場合は、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。
- ・名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに市教育委員会に報告を行うとともに、七尾警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害生徒の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込みの状況の経過をみる。

#### (8) 点検、評価等について

年度ごとにいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をとる。いじめ問題に対する取組を保護者、生徒所属職員等で評価する。(学校評価アンケート等) その際、課題となった事項についてはいじめ問題対策チームで検討し、いじめ基本方針の改定を行う。

##### 《いじめ基本方針点検項目》

令和6年度

- 方針について教職員、生徒等から幅広く意見を聴取できたか。
- 学校の基本理念、姿勢、いじめの定義を全職員で共通理解できたか。
- 実態に合った組織が定められているか。
- 生徒、保護者への啓発活動は十分であったか。
- 教職員の適切な言動について確認が行われたか。
- 授業について、自己有用感を高めるものであるか点検、改善できたか。
- いじめ防止に関わる年間指導計画は適正であるか。
- 生徒の自発的な活動が行われているか。
- いじめを早期発見するための取組は十分であるか。
- いじめ防止に関わる内容について、保護者との連絡体制は十分か。
- いじめの相談窓口について周知が十分にできたか。
- 「はなす勇気」について十分に指導できたか。
- いじめが発覚した場合の対応について、教職員の協議や認識は十分か。
- いじめ発生時の対応の手順は適正であるか。
- いじめ被害者に対するケアは組織的に行える体制となっているか。
- いじめ加害者に対する指導の方針は適正であるか。
- いじめをはやし立てた「聴衆」に対する指導の方針は適正であるか。
- 重大事態発生時の対応について、学校の方針が国の定めている内容に沿っているか。
- 重大事態への対応の手順は適正であるか。
- いじめ問題人についての取り組みについて、生徒、保護者の評価が反映されているか。
- いじめに関する調査や分析は十分であるか。
- 点検項目は適正であるか。
- 学校いじめ防止基本方針の見直しについて、すべての項目を確認できたか。

検証方法について（P D C A サイクルの確立）…担当ごとに実施し、上司に報告する。

※学期毎に学校評価アンケート等で検証を行い、改善策および実践を行う。